

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第59条第2項
処 分 の 概 要： ^{けん} 牽引の許可
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：道路交通法第59条第3項（自動車 ^{けん} の牽引制限） 道路交通法施行規則第8条の5（牽引 ^{けん} の許可証の様式等）
審 査 基 準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：10日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：